

# 木材加工用機械 災害防止総合対策



木材加工用機械による労働災害の防止には、機械そのものの安全性を高める努力を十分行ったうえで、作業の安全を徹底することが重要です。

## ●新たに策定した総合対策の重点

次の主要な対策を推進することとしています。

- 〔1〕 災害防止を考慮した木材加工用機械の設計、製造、表示を促進します。
- 〔2〕 適正な安全装置を設置し、その有効保持を徹底しましょう。
- 〔3〕 木材加工用機械作業主任者又は安全確認者を選任し職務を徹底しましょう。
- 〔4〕 定常・非定常作業における作業手順を定め、安全教育によって適正な作業を徹底しましょう。
- 〔5〕 木造家屋建築工事等における木材加工用機械に係る災害防止対策を徹底しましょう。
- 〔6〕 木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施により、自主的な活動の促進を図ります。
- 〔7〕 ガイドラインの周知と徹底を図ります。

- ①丸のご盤ガイドライン      ②帯のご盤ガイドライン      ③手押しかな盤ガイドライン
- ④面取り盤ガイドライン      ⑤ルーターガイドライン



# 事業場における実施事項

## 1

### 安全管理体制の充実

①木材加工用機械を5台以上保有する事業場は木材加工用機械作業主任者、それ以外は安全確認者を選任し、次の職務を徹底しましょう。

- ・木材加工用機械を取り扱う作業の指揮
- ・適正な安全装置及び治具・工具の使用の確認
- ・作業開始前点検・定期点検の実施の有無の確認
- ・立入禁止措置の確認

②自動送材車式帯のご盤等の大型機械で共同作業を必要とする場合には、木材加工用機械作業主任者技能講習修了者が作業指揮を行うようにしましょう。

③建設業の元方事業者は、関係請負人の労働者が不安全な状態の木材加工用機械を現場に持ち込まないよう、搬入時に安全装置の有無、機能を確認しましょう。

また、作業場所の巡視を行い適正な使用等を徹底しましょう。



## 2

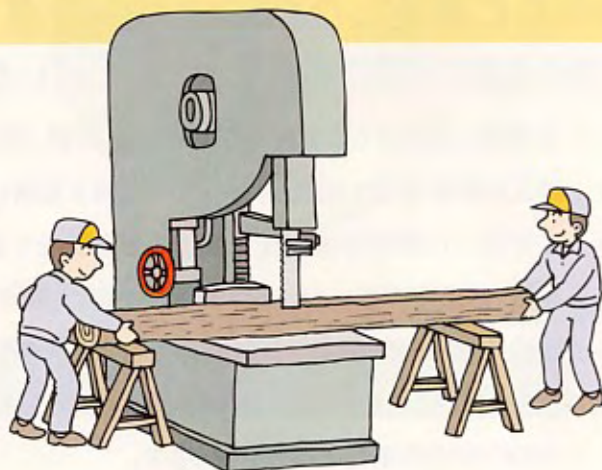
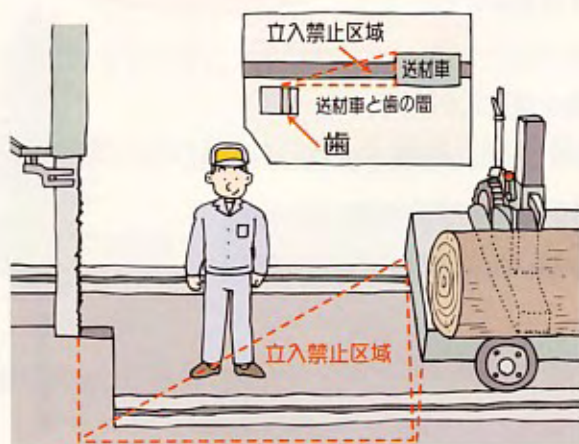
### 木材加工用機械の安全化

①歯の接触予防装置、反ばつ予防装置、覆い等の安全装置を設置しその機能を有効に保持しましょう。

- ・治具又は工具を使用しましょう。
- ・木材加工用機械を専用と汎用に区別して使用することにより安全装置の調整頻度の低減化を図りましょう。
- ・小物加工等の作業を行う場合は、材の形、加工法に応じて複数の安全装置を選択して使用しましょう。

②機械自体の安全性を高めるため次のような木材加工用機械の導入を図りましょう。

- ・自動送り装置等による作業の自動化、作業に適した専用機や自動制御木材加工用機械
- ・誤操作を行っても作業者の安全が確保される本質安全化対策を講じた木材加工用機械



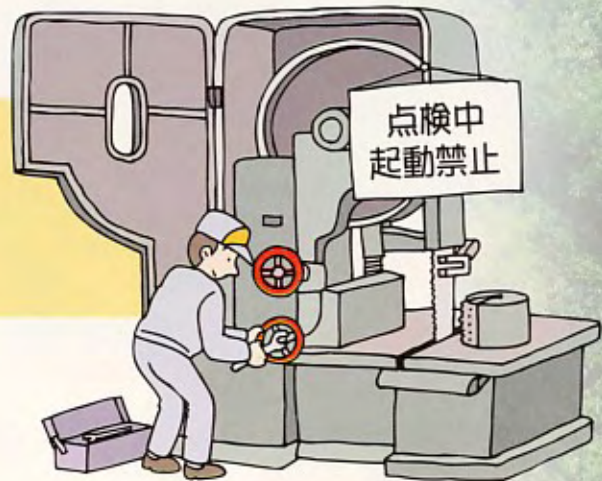
### 3 作業の適正化及び安全教育の実施

- ① 定常作業・非定常作業別の作業手順を定め、作業者に対する定期的な安全教育によって徹底しましょう。
- ② 作業主任者は能力向上教育を受講しましょう。



### 4 点検の実施

- ① 作業開始前に木材加工用機械、安全装置及び附属設備を点検しましょう。
- ② 少なくとも1年以内毎に1回、定期に点検し、異常を認めた場合には、補修等の必要な事後措置を講じましょう。
- ③ 点検項目等は、木材加工用機械のガイドラインをご覧ください。



#### ● 木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施

……… 次の推進運動を実施します。………

- 1 木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施内容の周知徹底を図ります。
- 2 毎年7月を強化月間と位置づけ、パトロールの実施等を重点的に行います。
- 3 毎月第一木曜日を「木工作業点検の日」とし、自主点検を実施しましょう。

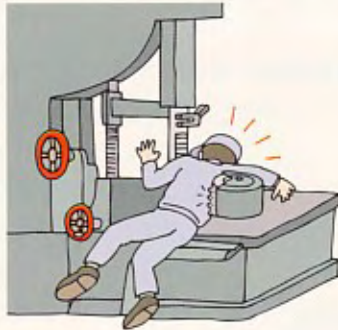


# 木材加工用機械災害発生状況

## ▼木材加工用機械災害事例

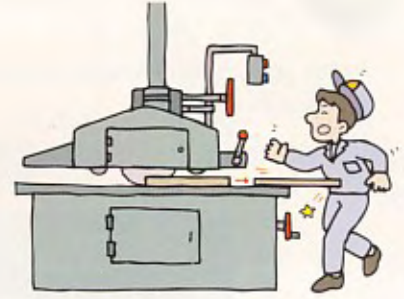
### 〔事例1〕

送りローラ近くの端材を右手で取り除こうとしたとき、手袋が送りローラの爪に引っかかり、送りローラに巻き込まれた。



### 〔事例2〕

リップパの反ばつ防止爪を上げた状態で、加工材を挿入したため、加工材が反ばつし、腹部に激突した。



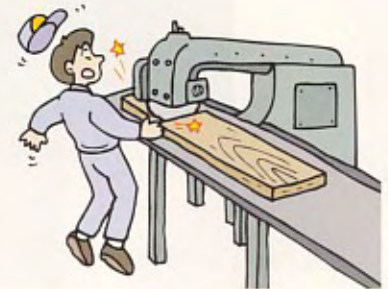
### 〔事例3〕

合板を片手で持ち、携帯用丸のこで切断中、丸のこを強く押さようと力を入れた際、丸のこが大腿部に触れ切傷した。



### 〔事例4〕

横切り丸のこ盤で板材を加工していたところ、丸のこが節部にかかり加工材が振動したので、あわてて挽き道を手で押さえたため、指を切断した。



## ▼災害統計

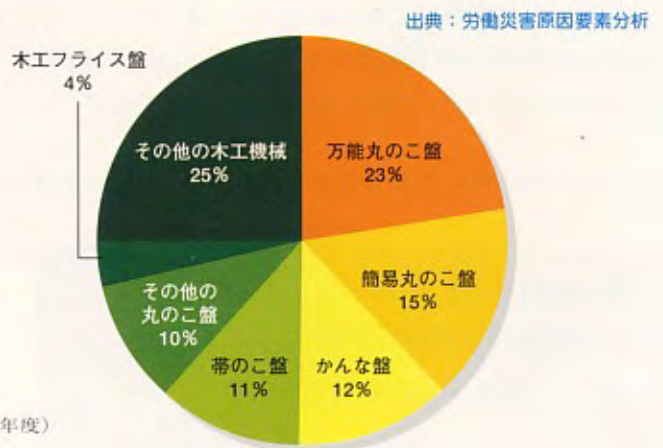
最初の総合対策が始まった昭和54年と比較して木材加工用機械による労働災害被災者数は半数以下に減少しましたが、今なお年間8千人余を数え、身体に障害の残る災害が20%（帯のこ盤は30%）と依然として高い状況にあります。

これら労働災害の発生要因を見ると、歯の接触予防装置が設けられていない又はこれを有効に保持していない、作業主任者が選任されていない又はその職務が徹底されていない等の基本的な安全対策がいまだ定着していない状況が見られます。

### ①木材加工用機械災害被災者数



### ②製造業における機械別被災者数(平成7年)



### ③製造業における木材加工用機械災害の発生要因(平成7年)



※本リーフレットについてのお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署または各労働災害防止協会まで!